

## 《 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2025 千葉 》 (抜粋)

## 実施要項

1. 名称 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2025 千葉
2. 主催 公益社団法人千葉県サッカー協会
3. 主管 公益社団法人千葉県サッカー協会2種委員会
4. 後援 公益財団法人日本サッカー協会
5. 期間 2025年3月22日(土)～12月25日(木)

## 開催規程

## 第1条 &lt;大会形式&gt;

高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2024 千葉(以下「本大会」という)は、1部、2部は10チームによる2回戦総当たり方式、3部は12チームによる1回戦総当たり方式、4部・5部は5～8チーム(前期と後期)によるそれぞれ1回戦総当たり方式で行う。

## 第3条 &lt;競技規則&gt;

試合は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)の「サッカー競技規則」最新版に従って実施される。

## 第4条 &lt;参加資格と選手証&gt;

- ①JFAに第2種登録した加盟チームあるいは準加盟されたチームとする。
- ②選手はJFAに個人登録し、JFA発行の写真付選手証(以下「選手証」という)を所持していること。
- ⑤大会期間中に移籍した選手は、移籍先チームの登録申請完了後、新たな登録期間から登録・出場できる。

## 第6条 &lt;エントリーできる選手&gt;

- ①本大会に参加申込み(登録)できる選手の人数は1チーム30名以内とし、試合毎にエントリーできる選手の人数は20名までとする。
- ⑤試合に登録することができる外国籍選手は1チーム3名以内とする。準加盟チームはその限りとしない。
- ⑥JFAにクラブ申請を承認されたチームは、第3種選手を移籍手続きなく出場させることができる。

## 第8条 &lt;ユニフォーム&gt;

- ⑩未成年チームにふさわしくない広告は認められない。

## 第11条 &lt;試合時間&gt;

- ①本大会の試合時間は、1、2部は90分間、3部以下は80分間とし、勝敗が決定しない場合は引き分けとする。

## 第12条 &lt;選手の交代&gt;

- ①試合中の選手交代は5名までとする。
- ②脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の通りとする。
  - (1)脳振盪またはその疑いのある選手の交代(以下「脳振盪交代」という)は、通常交代に含まれない。
  - (2)脳振盪交代は、通常交代と判別できる、別途指定する手続きで行われなければならない。
  - (3)脳振盪交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および脳振盪交代の交代回数をそれぞれ1回としてカウントするものとする。

- (4)脳振盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、1名1回の交代を追加で得ることができる。  
 (以下、本号に基づく交代を「追加交代」という)。ただし、追加交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および追加交代の交代回数をそれぞれ1回としてカウントするものとする。
- (5)1試合における各チームの脳振盪交代および追加交代の交代人数は、それぞれ1名とする。

### 第13条 <選手交代回数の制限>

- ①試合中の選手交代は3回までとする。(1回に複数人を交代することは可能)
- ②ハーフタイムでの選手交代は、交代回数に含まれない。

### 第14条 <飲水タイムと Cooling Break>

- ①WBGT数値が条件に達した場合は「熱中症対策ガイドライン」に基づき実施する。
- ・人工芝ピッチで  $25^{\circ}\text{C} \leq \text{WBGT} \leq 28^{\circ}\text{C}$  の場合、両チーム合意のうえで  
 飲水タイムまたは Cooling Break のどちらか一方を実施する。
  - ・人工芝ピッチで  $28^{\circ}\text{C} \leq \text{WBGT} < 31^{\circ}\text{C}$  の場合は飲水タイムまたは Cooling Break のどちらか一方を実施する。
  - ・人工芝ピッチで WBGT  $31^{\circ}\text{C}$  以上の場合は原則中止・中断・延期する。
- ②飲水ボトルの共用を避けるため、My ボトルや飲みきりボトル等をピッチ周辺に置くなどの感染対策を講じる。

### 第24条 <不可抗力による開催不能または中止>

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、当該試合の取り扱いについては、次の各項から決める

- 1)再試合。試合開始30分未満で開催不能になった場合、1, 2部は90分間、3部以下は80分間を最初から行う。  
 新たに試合が行われる登録期間の選手で行い、メンバー提出や先発選手は新たに決めることができる。
- 2)再開試合。30分以上経過していた場合、中断時点から残りの時間を行う。  
 中断時点の出場選手、交代要員で再開し、得点・選手交代・警告・退場等はすべて引き継ぐ。ただし、移籍や退部、1か月以上長期の怪我で出場できない場合、大会委員長に証明書または診断書を提出して、交代回数に含めず控え選手の中から選んで出場させることができる。
- 3)試合成立。1, 2部は70分経過、3部以下は65分経過して再開不能な場合、その時点で試合成立とする。
- 4)感染症に係わり試合開催が難しいと判断した場合は延期できる。

### 第27条 <懲罰>

本大会における懲罰に関しては、下記のとおり定める。

- ①警告の累積による出場停止試合数は、1チームの試合数が9試合以下では累積2回、10～19試合では累積3回に及んだ選手等は、次の本大会1試合を出場停止処分とする。警告の累積による出場停止を繰り返した場合、2回目以降については2試合の出場停止処分とする。
- ②警告の累積による出場停止処分は、本大会の試合のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。
- ③一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
- ④退場による選手等の出場停止処分は、本大会における直近の試合に適用されるものとする。
- ⑤退場による出場停止処分が本大会で消化しきれなかった場合、直近の公式試合においてその処分を消化する。
- ⑥出場停止処分が未消化の状態での他のチームへ移籍した場合(JFA登録の変更)、移籍先のチームにおいて未消化の出場停止処分を消化する。ただし、複数のチームで出場する場合、一方のチーム選手として受けた出場停止処分は当該チーム以外の出場には影響しない。(1部で退場になっても2部の試合には出場できる)※JFA懲罰基準の運用
- ⑦退場による出場停止を繰り返した場合、最低2試合の出場停止とする。
- ⑧本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に2種委員長へ報告しなければならない。
- ⑨その他については、JFA「懲罰基準の運用に関する細則」を適用する。
- ①本大会終了時点での退場による未消化の出場停止処分は、直近の公式戦で順次消化する。

- ②出場停止処分が未消化の状態での他のチームへ移籍した(JFA登録の変更)場合、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化する。ただし、複数のチームで出場する場合、一方のチーム選手として受けた出場停止処分は当該チーム以外の出場には影響しない。※JFA懲罰適用基準準拠
- ③リーグ試合数が9試合以下で警告2回、10～19試合で警告3回を受けた選手は、直近の本大会1試合に出場できない。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
- ⑤本大会の警告の累積は、本大会終了とともに消滅し、他大会に影響を及ぼさない。
- ⑥本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会で決定する。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
- ⑧その他については、JFA「懲罰基準の運用に関する細則」を適用する。

### 第33条 <順位決定>

- ①リーグ戦が終了した時点で、勝点(勝ち3点、引き分け1点、負け0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する。
  - (1)当該チーム間の対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数 複数の場合はその全チーム対象)
  - (2)得失点差 (3)総得点数 (4)抽選
- ②チームにより試合数が異なっても、実施した試合の勝点等によりリーグ戦が終了した時点で順位を決定する。

### 第34条 <同順位チームの序列>

昇格、降格、残留チームを異なるリーグから選ぶ場合、同順位チームをそれぞれのリーグにおける次の各項で決定する。なお、リーグにおけるチーム数が不揃いな場合は下位チームを順に減らして同数にし、減らしたチームとの勝点や得点等を含めずに序列をつける。(1)勝ち点 (2)得失点差 (3)総得点 (4)抽選

### 第35条 <昇格>

- ①1部1位チームは、上部リーグであるプリンスリーグ関東参入戦の出場資格を得る。参入戦に勝利した場合はプリンスリーグ2部へ昇格する。なお、チーム事情により参入戦の出場資格を辞退・喪失した場合、次点チームが出場資格を得る。
- ②2部から3チーム、3部から4チーム、4部から6チーム、5部から13チームが上部リーグへ昇格する。なお、チーム事情により昇格資格を辞退・喪失した場合、3位までの次点チームが昇格資格を得る。
- ③昇格の優先は(1)1位チーム (2)2位チーム (3)3位チームの順序とし、昇格資格を辞退・喪失したチームに変わり同リーグのチームが順次繰り上げで上位となることはない。
- ④最下位降格に対して下部リーグ1～3位が昇格できない場合、特例で4位以下の最上位チームを昇格させる。

### 第36条 <降格>

- ①各リーグ最下位は自動降格とする。
- ③各リーグ最終順位に応じて下位チームは次年度の下部リーグへ降格する。1部から3チーム、2部から8チーム、3部から10チーム、4部から17チーム、が降格する。降格数はプリンスリーグからの降格により変動することがある。
- ④A～Cチームが降格した場合、同リーグとなるB～Dチームは結果に係わらず下部へ降格となる。その結果により同リーグの順位が変わることはない。